

○ 家族救慰金授与要領の制定について

(令和3年12月27日付け香監察第182号)

警察職員の家族が警察職員の職務執行に基因して他人から危害を加えられ、そのため死亡し、又は負傷した場合の救慰金の授与については、別添の「家族救慰金授与要領」に基づき実施するので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「家族救慰金授与要領の制定について」(昭和49年6月4日付け例規香企第213号)は、廃止する。

別 添

## 家 族 救 慰 金 授 与 要 領

### 第 1 趣旨

この要領は、警察職員の職務執行に基因して、当該警察職員の家族が他人から危害を加えられ、そのため死亡し、又は負傷した場合における家族救慰金（以下「救慰金」という。）の授与について必要な事項を定めるものとする。

### 第 2 救慰金の授与

救慰金は、本部長が当該警察職員に授与するものとする。

### 第 3 救慰金授与の要件

- 1 当該加害行為が警察職員の正当な職務執行に直接基因して行われたもので、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 警察職員の正当な職務執行に伴う怨恨による場合
  - (2) 警察職員の正当な職務執行を妨害又はけん制する意図による場合
- 2 被害の程度が次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 死亡した場合
  - (2) 重い身体障害（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）別表第 1 の第 1 級から第 6 級までの等級に該当する身体障害）が残る場合
- 3 被害者が当該警察職員の配偶者、同居の父母又は子（当該警察職員が単身赴任している場合の別居の父母又は子及び遊学のため別居中の子を含む。）のいずれかに該当するものであること。

### 第 4 救慰金の額

救慰金の額は、警察庁長官の授与した額と同額とする。

### 第 5 報 告

所属長は、救慰金の授与要件に該当すると認められる事案が発生したときは、別記様式の救慰金授与事案発生報告書に次に掲げる書類を添え、速やかに本部長に報告すること。

- (1) 医師の診断書又は検案書
- (2) 職員との続柄を証明する書類
- (3) その他本部長が必要と認める書類

### 第 6 適用除外

当該警察職員の職務執行に違法又は著しい不当行為が認められるとき、その他救慰金を授与することがふさわしくないと本部長が認めたときは、救慰金を授与しない。

（別記様式省略）